

## 株 主 各 位

東京都港区六本木四丁目1番4号  
弁護士ドットコム株式会社  
代表取締役社長 内田陽介

### 第13回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第13回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成30年6月22日（金曜日）営業時間の終了時までにご到着するようにご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

#### 記

1. 日 時 平成30年6月23日（土曜日）午前10時（開場 午前9時半）
2. 場 所 東京都港区赤坂二丁目14番27号 国際新赤坂ビル 東館13階  
ホール13B（TKP赤坂駅カンファレンスセンター）  
（開催場所が前年と異なりますので、お間違えのないようご注意ください。）
3. 目的事項  
報告事項 第13期（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）事業報告および計算書類報告の件  
決議事項  
第1号議案 取締役5名選任の件  
第2号議案 監査役3名選任の件

以 上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
  - ◎総会ご出席者へのおみやげをご用意しておりませんので、あらかじめご了承くださいようお願い申し上げます。
  - ◎定時株主総会終了後、経営説明会の開催を予定しておりますので、引き続きご参加いただきますようお願い申し上げます。
  - ◎本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち「計算書類の個別注記表」につきましては、法令および当社定款第14条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://corporate.bengo4.com/>）に掲載しておりますので、本招集ご通知には掲載しておりません。なお、本招集ご通知の添付書類に記載しております計算書類は、会計監査人および監査役が会計監査報告および監査報告の作成に際して監査した計算書類の一部であります。
  - ◎株主総会参考書類ならびに事業報告および計算書類に修正が生じた場合は、上記の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

## 事業報告

(平成29年4月1日から  
平成30年3月31日まで)

### 1. 会社の現況に関する事項

#### (1) 事業の経過および成果

当事業年度におけるわが国経済は、政府の経済対策や金融政策の効果等による、企業収益や雇用情勢の改善傾向が続き、緩やかな回復基調で推移しました。しかしながら、米国の政策動向の影響、北朝鮮の地政学的リスク等、海外経済の不確実性が高まり、先行きは不透明な状況にあります。

当社を取り巻くインターネット関連市場につきましては、スマートフォンやタブレット端末の普及に伴い、インターネット利用人口は平成28年9月末時点で10,084万人（前年比0.4%増）、人口普及率は83.5%（前年比0.5%増）、と高い水準を維持しております。また、平成29年12月末時点の移動系通信の契約数は、17,098万回線（前期比1.0%増）と増加が続いております。（出所：総務省「平成28年通信利用動向調査」「電気通信サービスの契約数及びシェアに関する四半期データの公表（平成29年度第3四半期（12月末）」）。

このような事業環境のもと、当社は、“専門家をもっと身近に”を経営理念として、法律相談ポータルサイト「弁護士ドットコム」および税務相談ポータルサイト「税理士ドットコム」を通じた、インターネットメディア事業を運営してまいりました。

「弁護士ドットコム」では、ユーザーに向けた有益なコンテンツの提供やユーザービリティの向上に注力するとともに、身近な話題を弁護士が法的観点から解説するオウンドメディア「弁護士ドットコムニュース」の記事配信による認知度向上に努めた結果、平成30年3月における月間サイト訪問者数は1,095万人（前年同月比54.4%増）となりました。これにより、当事業年度末時点の会員登録弁護士数が15,094人（前年同月比14.5%増）、そのうち、弁護士マーケティング支援サービスの有料会員登録弁護士数が3,825人（前年同月比21.0%増）となりました。また、「弁護士ドットコム」の有料会員サービスの有料会員数が133,069人（前年同月比31.9%増）となり、各サービスの会員数の増加が順調に推移しております。

以上の結果、当事業年度の業績は、売上高は2,318百万円（前事業年度比39.9%増）、営業利益503百万円（前事業年度比23.6%増）、経常利益505百万円（前事業年度比23.4%増）、当期純利益323百万円（前事業年度比25.4%増）となりました。

## (2) 設備投資の状況

当事業年度における設備投資総額は、144,342千円であり、その主なものは、本社分室開設に伴う支出が10,061千円、および当社の事業運営を行うためのソフトウェアの開発にかかるものが124,517千円であります。

## (3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

## (4) 対処すべき課題

当社は、今後、中長期的な企業の成長のための経営戦略を実行し、経営理念を実現するため、以下のような課題に対処してまいります。

### ① 収益基盤の強化および事業領域の拡大

当社は「弁護士ドットコム」における弁護士マーケティング支援サービスおよび有料会員サービスによる収益を中心として収益基盤を構築してまいりましたが、今後の成長のために更なる収益基盤の強化と事業領域の拡大が課題であると認識しております。

この課題に対応するため、「弁護士ドットコム」の運営においては、継続的にサイトのコンテンツの拡充およびユーザビリティの向上を実施し、認知度の向上および顧客基盤の拡大を実現することで、広く社会からインターネットを通じた弁護士へのアクセスをより容易とし、顕在・潜在する法的トラブルの解決および予防に貢献する、価値の高い法律相談ポータルサイトへと成長させ、サイト利用者である一般ユーザーおよび弁護士の更なる支持を獲得し、収益の拡大を図ってまいります。

同時に、税理士をはじめとした弁護士以外の専門家についても、「弁護士ドットコム」の運営を通じて得たノウハウを活用し、インターネットを通じて、専門家へのアクセスをより容易とし、一般ユーザーが抱えている課題の解決に貢献する、価値の高いサービスを積極的に展開することで事業領域の拡大を図ってまいります。

### ② システムの安定稼働およびセキュリティの強化

当社はインターネットメディア事業を展開しているため、サービス提供にかかるシステムの安定稼働およびセキュリティ管理が重要な課題であると認識しております。

この課題に対応するため、今後の事業拡大においてサービス利用者数が増加した場合も、環境の変化に対応したシステム保守管理体制を構築することで、

システムの安定稼働および高度なセキュリティが維持されたサービス提供が可能となるように努めてまいります。

### ③ 優秀な人材の確保および組織体制の強化

当社は、今後の更なる事業拡大を目指すうえで、開発部門および営業部門等における優秀な人材の確保およびその人材の育成が重要な課題であると認識しております。

人材確保においては、積極的な中途採用活動を実施し、当社の経営理念に共感を持った早期に戦力化可能な人材の採用を行ってまいります。

人材の育成については、採用した人材のモチベーションを向上させる人事諸制度の構築を行うことで、最大限の実力を発揮できる組織体制の強化および最適な人員配置を実施してまいります。

## (5) 財産および損益の状況の推移

区 分	第10期	第11期	第12期	第13期 当事業年度
	(平成27年3月期)	(平成28年3月期)	(平成29年3月期)	(平成30年3月期)
売 上 高	690,281 千円	1,114,894 千円	1,657,032 千円	2,318,721 千円
経 常 利 益	156,729 千円	294,024 千円	409,323 千円	505,107 千円
当 期 純 利 益	112,609 千円	179,043 千円	257,835 千円	323,346 千円
1株当たり当期純利益金額	5.48 円	8.25 円	11.85 円	14.64 円
総 資 産	1,027,795 千円	1,218,518 千円	1,423,674 千円	1,877,892 千円
純 資 産	881,170 千円	980,506 千円	1,179,924 千円	1,531,132 千円
1株当たり純資産額	40.61 円	45.40 円	54.05 円	69.01 円

- (注) 1. 1株当たり当期純利益金額は、期中平均発行済株式総数により算出しております。  
 2. 当社は、平成28年10月1日を効力発生日として普通株式1株につき3株の株式分割を行っております。第10期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益金額、1株当たり純資産額を算定しております。

## (6) 重要な親会社および子会社の状況

該当事項はありません。

(7) 重要な企業結合等の状況  
該当事項はありません。

(8) 主要な事業内容（平成30年3月31日現在）

事業区分	事業内容
インターネットメディア事業	「弁護士ドットコム (bengo4.com)」 「税理士ドットコム (zeiri4.com)」の運営

(9) 主要な事業所（平成30年3月31日現在）

名称	所在地
本社	東京都港区六本木四丁目1番4号
本社分室	東京都港区六本木二丁目2番6号
西日本支社	大阪府大阪市北区西天満二丁目6番8号

(注) 平成30年2月に本社分室を開設いたしました。

(10) 従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
149名	43名増	33.9歳	1.9年

(注)1 従業員数は就業人員数（契約社員を含んでおります。）であります。

2 従業員数が最近1年間において43名増加したのは、当社の事業規模の拡大による業容拡大によるものであります。

(11) 主要な借入先

該当事項はありません。

(12) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 48,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 22,166,700株
- (3) 株主数 5,394名
- (4) 大株主

株主名	持株数(株)	持株比率(%)
T I M 株式会社	10,038,900	45.28
元 榮 太 一 郎	5,481,100	24.72
THE BANK OF NEW YORK 133524	533,800	2.40
THE BANK OF NEW YORK 133652	477,300	2.15
RBC IST 15 PCT LENDING ACCOUNT - CLIENT ACCOUNT	400,000	1.80
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	360,500	1.62
野村信託銀行株式会社(投信口)	267,400	1.20
資産管理サービス信託銀行株式会社(証券投資信託口)	184,800	0.83
内 田 陽 介	162,600	0.73
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	117,300	0.52

(注) 上記株主の英文名は、(株)証券保管振替機構から通知された「総株主通知」に基づき記載しております。

- (5) その他株式に関する重要な事項  
該当事項はありません。

### 3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度末日における当社役員が有する職務執行の対価として交付された新株予約権の状況（平成30年3月31日現在）

		第5回新株予約権	第6回新株予約権
発行決議日		平成26年6月11日	平成26年8月6日
新株予約権の数		77個	171個
新株予約権の目的である株式の種類および数		普通株式23,100株 (新株予約権1個につき300株)	普通株式51,300株 (新株予約権1個につき300株)
新株予約権払込金額		金銭を払い込むことを要しない	金銭を払い込むことを要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		1株当たり78円	1株当たり78円
新株予約権の行使期間		平成28年6月13日から 平成36年5月31日	平成28年8月8日から 平成36年5月31日
新株予約権の主な行使条件		(注) 2	(注) 2
役員 の 保有 状況	取締役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 0個 目的となる株式の数 0株 保有者数 0名	新株予約権の数 0個 目的となる株式の数 0株 保有者数 0名
	社外取締役	新株予約権の数 0個 目的となる株式の数 0株 保有者数 0名	新株予約権の数 171個 目的となる株式の数 51,300株 保有者数 1名
	監査役	新株予約権の数 77個 目的となる株式の数 23,100株 保有者数 3名	新株予約権の数 0個 目的となる株式の数 0株 保有者数 0名

		第7回新株予約権
発行決議日		平成26年9月10日
新株予約権の数		9個
新株予約権の目的である株式の種類および数		普通株式2,700株 (新株予約権1個につき300株)
新株予約権払込金額		金銭を払い込むことを要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		1株当たり78円
新株予約権の行使期間		平成28年9月12日から 平成36年5月31日
新株予約権の主な行使条件		(注) 2
役員 の 保有状況	取締役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 0個 目的となる株式の数 0株 保有者数 0名
	社外取締役	新株予約権の数 9個 目的となる株式の数 2,700株 保有者数 1名
	監査役	新株予約権の数 0個 目的となる株式の数 0株 保有者数 0名

(注)1. 当社は、平成28年10月1日をもって1株につき3株の割合をもって株式分割を行っております。これにより新株予約権の目的である株式の数および新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は調整されています。

2. 新株予約権の行使の条件は、下記のとおりであります。

- ① 割当日において当社もしくは当社子会社の取締役、監査役、従業員、外部顧問またはコンサルタントその他これらに準じる地位を有していた新株予約権者は、新株予約権の行使時においても、いずれかの地位を有していることを要するものとします。
- ② 新株予約権者は、当社の株式がいずれかの金融商品取引所に上場されている場合に限り新株予約権を行使することができるものとします。
- ③ 新株予約権者の相続人は、新株予約権を行使することができないものとします。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。



(3) その他新株予約権等の状況

- ① 当社発行の第9回新株予約権は、新株予約権者の放棄により、平成29年5月8日付で消滅しています。
- ② 当社は、平成29年4月17日および平成30年1月15日の取締役会において、中長期的な当社の企業価値の増大を目指すに当たって、より一層の意欲および士気を向上させ、業績拡大へのコミットメントをさらに高めることを目的として、以下のとおり、業績目標を達成した場合にのみ権利行使が可能となる新株予約権を有償にて発行することを決議いたしました。

		第10回新株予約権	第11回新株予約権
発行決議日		平成29年4月17日	平成30年1月15日
新株予約権の数		6,710個	44個
新株予約権の目的である株式の種類および数		普通株式 671,000株 (新株予約権1個につき100株)	普通株式 4,400株 (新株予約権1個につき100株)
新株予約権払込金額		新株予約権1個当たり76,200円	新株予約権1個当たり162,700円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		1株当たり2円	1株当たり31円
新株予約権の行使期間		平成31年4月1日から 平成41年3月31日	平成31年4月1日から 平成41年3月31日
新株予約権の主な行使条件		(注)1	(注)1
割当先	取締役	新株予約権の数 5,628個 目的となる株式の数 562,800株 保有者数 2名	新株予約権の数 0個 目的となる株式の数 0株 保有者数 0名
	従業員	新株予約権の数 1,082個 目的となる株式の数 108,200株 保有者数 10名	新株予約権の数 44個 目的となる株式の数 4,400株 保有者数 1名

(注)1 新株予約権の行使の条件は、下記のとおりであります。

- ① 新株予約権者は、当社が提出した平成30年3月期から平成34年3月期までのいずれかの事業年度に係る有価証券報告書における監査済の損益計算書（連結財務諸表を作成している場合は、連結損益計算書）に記載される営業利益が金10億円を超過している場合に限り、これを最初に充たした事業年度の有価証券報告書の提出日の翌日以降、以下の区分に従って、割り当てられた数の本新株予約権の全部又は一部を行使することができる。なお、国際財務報告基準の適用等により参照すべき営業利益の概念に重要な変更があった場合には、当社の合理的な範囲内において、別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。
- (a) 平成31年4月1日から平成32年3月31日まで  
割り当てられた本新株予約権の数の25%の割合を乗じて計算した数（計算の結果1個未満の端数が生じたときは、その端数を切り下げた数）まで行使することができる。
- (b) 平成32年4月1日から平成33年3月31日まで  
割り当てられた本新株予約権の数の50%の割合を乗じて計算した数（計算の結果1個未満の端数が生じたときは、その端数を切り下げた数）まで行使することができる。
- (c) 平成33年4月1日から平成34年3月31日まで  
割り当てられた本新株予約権の数の75%の割合を乗じて計算した数（計算の結果1個未満の端数が生じたときは、その端数を切り下げた数）まで行使することができる。
- (d) 平成34年4月1日から平成41年3月31日まで  
割り当てられた本新株予約権の数のすべてについて行使することができる。

- ② 新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時においても、当社又は当社関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則において規定される関係会社をいう。）の取締役、監査役、使用人、外部顧問又はコンサルタントその他これらに準じる地位のいずれかの地位を有していることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由のある場合は、この限りではない。
  - ③ 新株予約権者の相続人は、本新株予約権を行使することができない。
  - ④ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権を行使することができない。
  - ⑤ 各本新株予約権の1個未満の行使を行うことはできない。
- 2 上記の第10回新株予約権のうち、44個（4,400株）は、退職により権利を喪失しております。

#### 4. 会社役員に関する事項

##### (1) 取締役および監査役の氏名等

氏名	地位および担当	重要な兼職の状況
元 榮 太郎	代表取締役会長	弁護士法人法律事務所オーセンス代表社員 TIM株式会社代表取締役 参議院議員
内 田 陽 介	代表取締役社長	
渡 邊 陽 介	取締役	
石 丸 文 彦	取締役	株式会社アコード・ベンチャーズ代表取締役
村 上 敦 浩	取締役	株式会社カカコム取締役
唐 樋 和 明	常勤監査役	
須 田 仁 之	監査役	
阿久津 操	監査役	株式会社ココブリーズ代表取締役

- (注) 1. 取締役石丸文彦氏および村上敦浩氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。  
 2. 常勤監査役唐樋和明氏、監査役須田仁之氏、および阿久津操氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。  
 3. 常勤監査役唐樋和明氏は、長年にわたり資金調達、M&Aをはじめとする幅広い業務の経験を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。  
 4. 当社は取締役石丸文彦氏および村上敦浩氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。  
 5. 当事業年度中の取締役の異動は次のとおりであります。  
 ①平成29年6月24日開催の第12回定時株主総会終結後の取締役会決議をもって、元榮太郎氏は代表取締役社長兼CEOから代表取締役会長に就任し、内田陽介氏は取締役から代表取締役社長に就任いたしました。  
 ②平成29年6月24日開催の第12回定時株主総会終結の時をもって、杉山慎一郎氏が取締役を任期満了により退任いたしました。  
 6. 取締役を兼務しない執行役員は次のとおりであります。

役名	氏名	職名
執行役員	田 上 嘉 一	弁護士事業開発部長
執行役員	桜 井 陽一朗	弁護士ドットコムメディア 開発部長兼メディアグループス& データ統括部長
執行役員	市 橋 立	CTO
執行役員	松 浦 啓 太	管理部長

7. 平成30年4月1日付で次のとおり異動がありました。

氏名	地位および担当ならびに重要な兼職の状況	
	変更前	変更後
田上 嘉一	執行役員 弁護士事業開発部長	執行役員 事業開発部長
桜井 陽一朗	執行役員 弁護士ドットコムメディア 開発部長兼メディアグロス& データ統括部長	執行役員 弁護士ドットコムメディア 開発部長兼データ統括部長
橘 大地	クラウドサイン事業部長	執行役員 クラウドサイン事業部長

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役および社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、同法第425条第1項各号に定める最低責任限度額としております。

(3) 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等の額

取締役6名	41,910千円
監査役3名	13,350千円
うち社外役員6名	21,600千円

- (注) 1. 上記の取締役の支給人員には、平成29年6月24日開催の第12回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名を含んでおります。  
 2. 上記の社外役員の支給人員には、平成29年6月24日開催の第12回定時株主総会終結後の取締役会決議をもって取締役から代表取締役に就任した取締役1名を含んでおります。

(4) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

イ. 取締役 石丸文彦氏

取締役石丸文彦氏の兼務先である株式会社アコード・ベンチャーズは、当社と建物賃貸借契約の取引がありますが、平成30年4月23日付で取引を解消しています。

ロ. 取締役 村上敦浩氏

取締役村上敦浩氏の兼務先である株式会社カカコムは、当社の株主であります。

ハ. 監査役 唐樋和明氏

監査役唐樋和明氏は、当社以外の会社との兼職はありません。

ニ. 監査役 須田仁之氏

監査役須田仁之氏は、当社以外の会社との重要な兼職はありません。

ホ. 監査役 阿久津操氏

監査役阿久津操氏の兼務先である株式会社コブリーズは、当社との間に特別の関係はありません。

② 当該事業年度における主な活動状況

氏 名	活 動 状 況
取 締 役 石丸 文彦	当事業年度に開催された取締役会19回中17回に出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
取 締 役 村上 敦浩	当事業年度に開催された取締役会19回中18回に出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
常勤監査役 唐樋 和明	当事業年度に開催された取締役会19回の全てに出席し、また、監査役会20回の全てに出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
監 査 役 須田 仁之	当事業年度に開催された取締役会19回の全てに出席し、また、監査役会20回の全てに出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
監 査 役 阿久津 操	当事業年度に開催された取締役会19回中18回に出席し、また、監査役会20回の全てに出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

## 5. 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人

### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	20,500千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	20,500千円

(注) 1. 当社の監査役会は、取締役、社内関係部署および会計監査人から必要な資料を入手し報告を受けるほか、会計監査人の前事業年度の監査計画・職務遂行状況、当事業年度の監査報酬見積の相当性等を確認した結果、会計監査人の報酬等について合理的な水準であると判断し、同意しました。

2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

### (3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

### (4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合には、監査役会の決議により会計監査人の解任又は不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合には、監査役会は監査役の全員の同意により会計監査人を解任いたします。

## 6. 会社の体制および方針

(1) 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

① 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

イ. 取締役および使用人は、社会の一員として企業倫理・社会規範に即した行動を行い、健全な企業経営に努める。また、代表取締役社長をはじめとする取締役会は、企業倫理・法令遵守を社内に周知徹底する。

ロ. 取締役会は、取締役会規程の定めに従い法令および定款に定められた事項ならびに重要な業務に関する事項の決議を行うとともに、取締役からの業務執行状況に関する報告を受け、取締役の業務執行を監督する。

ハ. 取締役会は、取締役会規程、業務分掌規程等の職務の執行に関する規程を制定し、取締役、使用人は法令、定款および定められた規程に従い、業務を執行する。

ニ. 取締役の業務執行が法令・定款および定められた規程に違反することなく適正に行われていることを確認するために、監査役会による監査を実施する。

ホ. 内部監査の担当者を設置し、内部監査規程に従って監査を実施する。

ヘ. 取締役および使用人が法令・定款に違反する行為を発見した場合、社内通報に係る規程に従い報告する。

ト. 必要に応じて外部の専門家を起用し、法令および定款違反を未然に防止する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報については、文書管理に係る規程等に基づき、その保存媒体に応じて安全かつ適切に保存する。また、取締役および監査役は常時これらの書類を閲覧できるようにする。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、管理部を中心として様々なリスクに対して、その大小や発生可能性に応じ、絶えず事前に適切な対応策を準備し、また、危機管理規程に従いリスクを最小限にするべく組織的な対応を行う。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の職務の執行が、効率的に行われることを確保する体制の基礎として、定時取締役会を月一回開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催して、議論、審議にあたる。

- ⑤ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項および当該使用人の取締役会からの独立性に関する事項  
監査役会からその職務を補助すべき使用人を求められた場合、当該使用人を置くこととする。当該使用人は監査役会の指揮命令に従い、その人事については監査役会の同意を必要とするものとする。
- ⑥ 取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制  
取締役および使用人は、会社に重要な損害を与えるおそれのある事実を発見した場合には、法令に従い、直ちに監査役に報告する。
- ⑦ 監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制  
監査役への社内通報について、通報者が不利益な扱いを受けることを禁止し、これを社内通報に係る規程に定めるものとする。
- ⑧ 監査役職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項  
監査役がその職務の執行について、当社に対し費用の前払等の請求をした際には、当該監査役職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに処理するものとする。
- ⑨ その他の監査役職務の監査が実効的に行われることを確保するための体制  
監査役は、取締役会のほか、必要に応じ重要な会議に出席するとともに、稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、取締役または使用人は説明を求められた場合には、監査役に対して詳細に説明することとする。会計監査人および管理部と定期的な意見交換を行い、財務報告の適正性について確認できる体制をとる。



⑩ 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、財務報告の信頼性を確保するための内部統制システムの整備を経営上の最重要事項の一つと位置付け、内部統制システムの整備運用状況を評価し、財務報告の信頼性確保を推進する。

財務報告における虚偽記載リスクを低減し、未然に防ぐよう管理することで、内部統制が有効に機能する体制構築を図る。

財務報告の信頼性を確保するために、管理部を中心に、業務プロセスのリスク評価を継続的に実施するとともに、評価結果を取締役に報告する。

当社の財務報告に係る内部統制については、金融商品取引法その他の法令に基づき、評価、維持、改善等を行う。

⑪ 反社会的勢力との取引排除に向けた基本的考え方及びその整備状況

イ. 「反社会的勢力との関係遮断」の基本方針

当社は、暴力団、暴力団構成員、準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標榜ゴロ、政治活動標榜ゴロ、特殊知能暴力団等の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」という）との関係を一切遮断する。

ロ. 反社会的勢力との取引排除に向けた整備状況

ア) 反社会的勢力対応部署を設置し、反社会的勢力に関する情報収集・管理体制を確立する。

イ) 外部専門機関との連携体制を確立する。

ウ) 反社会的勢力対策規程、反社会的勢力対策マニュアルを策定し、周知徹底を実施する。

エ) 取引規約に暴力団排除条項を導入する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

① 取締役の職務執行

当事業年度において、取締役会は19回開催しており、経営上の意思決定を行っております。なお、取締役会規程等の社内規程を制定し、取締役が法令および定款に則って行動するように徹底しております。

② 監査役の職務執行

当事業年度において、監査役会は20回開催しており、監査役相互による意見交換が行われております。また、監査役は、取締役会を含む重要な会議への出席の他、会計監査人ならびに内部監査担当者との間で定期的に情報交換等を行うことで、取締役の職務の執行について監査をしております。

③ リスク管理およびコンプライアンス

当社はリスクの軽減、予防の推進および迅速な対処のため、危機管理規程の制定およびコンプライアンス委員会の開催を通じて、リスクマネジメント体制の強化およびコンプライアンスの遵守に努めております。

(3) 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

(4) 剰余金の配当等の決定に関する方針

① 剰余金の配当

当社は、将来の事業展開と財務体質強化のために必要な内部留保の確保を優先し、創業以来配当を実施していません。株主への利益配分につきましては、経営の最重要課題のひとつと位置付けておりますが、現在は優秀な人材の採用等の必要運転資金として内部留保の充実に注力する方針であります。

将来的には、経営成績および財政状態を勘案しながら株主への利益配分を検討いたしますが、配当実施の可能性およびその実施時期等については、現時点において未定であります。

なお、当社は、剰余金を配当する場合には、期末配当の年1回を基本方針としておりますが、会社法第459条第1項に基づき、期末配当は3月31日、中間配当は9月30日をそれぞれ基準日として、剰余金の配当等を取締役会の決議により行う旨の定款規定を設けており、配当の決定機関は、取締役会であります。

② 自己株式の取得

当社は、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策を実行可能とするため、必要に応じて自己株式の取得を実施することとしています。

---

(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

# 貸借対照表

(平成30年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
<b>流動資産</b>	<b>1,600,553</b>	<b>流動負債</b>	<b>346,760</b>
現金及び預金	1,256,841	未払金	111,257
売掛金	308,012	未払費用	28,524
貯蔵品	419	未払法人税等	124,258
前払費用	29,270	未払消費税等	48,251
未収入金	745	前受金	13,949
繰延税金資産	10,589	預り金	20,417
その他	806	その他	101
貸倒引当金	△6,131		
<b>固定資産</b>	<b>277,339</b>		
<b>有形固定資産</b>	<b>60,170</b>	<b>負債合計</b>	<b>346,760</b>
建物	35,879	(純資産の部)	
工具、器具及び備品	24,290	<b>株主資本</b>	<b>1,529,662</b>
<b>無形固定資産</b>	<b>149,556</b>	資本金	435,853
ソフトウェア	134,996	資本剰余金	401,547
ソフトウェア仮勘定	14,245	資本準備金	401,547
特許権	9	利益剰余金	692,357
商標権	304	その他利益剰余金	692,357
<b>投資その他の資産</b>	<b>67,612</b>	繰越利益剰余金	692,357
敷金及び保証金	50,806	自己株式	△95
長期前払費用	2,581	<b>新株予約権</b>	<b>1,469</b>
繰延税金資産	14,224		
		<b>純資産合計</b>	<b>1,531,132</b>
<b>資産合計</b>	<b>1,877,892</b>	<b>負債・純資産合計</b>	<b>1,877,892</b>

# 損 益 計 算 書

(平成29年4月1日から  
平成30年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	金 額
売 上 高		2,318,721
売 上 原 価		288,576
売 上 総 利 益		2,030,145
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,526,869
営 業 利 益		503,276
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	6	
違 約 金 収 入	150	
助 成 金 収 入	1,500	
雑 収 入	1,315	2,971
営 業 外 費 用		
株 式 交 付 費	1,128	
支 払 手 数 料	10	1,139
経 常 利 益		505,107
特 別 利 益		
新 株 予 約 権 戻 入 益	316	316
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	1,524	
減 損 損 失	2,504	4,028
税 引 前 当 期 純 利 益		501,396
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	187,737	
法 人 税 等 調 整 額	△9,687	178,049
当 期 純 利 益		323,346

## 株主資本等変動計算書

(平成29年4月1日から  
平成30年3月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
平成29年4月1日残高	422,503	388,197	—	388,197
事業年度中の変動額				
新株の発行（新株予約権の行使）	13,349	13,349	—	13,349
当期純利益	—	—	—	—
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	—	—	—	—
事業年度中の変動額合計	13,349	13,349	—	13,349
平成30年3月31日残高	435,853	401,547	—	401,547

	株主資本				新株予約権	純資産合計
	利益剰余金		自己株式	株主資本合計		
	その他利益剰余金	利益剰余金合計				
繰越利益剰余金						
平成29年4月1日残高	369,010	369,010	△95	1,179,616	307	1,179,924
事業年度中の変動額						
新株の発行（新株予約権の行使）	—	—	—	26,699	—	26,699
当期純利益	323,346	323,346	—	323,346	—	323,346
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	—	—	—	—	1,161	1,161
事業年度中の変動額合計	323,346	323,346	—	350,046	1,161	351,207
平成30年3月31日残高	692,357	692,357	△95	1,529,662	1,469	1,531,132

独立監査人の監査報告書

平成30年5月14日

弁護士ドットコム株式会社  
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人  
指定有限責任社員 公認会計士 矢 治 博 之 ㊞  
業 務 執 行 社 員  
指定有限責任社員 公認会計士 植 木 貴 幸 ㊞  
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、弁護士ドットコム株式会社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第13期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 監査役会の監査報告書 謄本

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第13期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査担当者その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。
  - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
  - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
  - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。
  - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果  
新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成30年5月18日

弁護士ドットコム株式会社 監査役会

常勤監査役 (社外監査役)	唐	樋	和	明	Ⓜ
監査役 (社外監査役)	須	田	仁	之	Ⓜ
監査役 (社外監査役)	阿	久	津	操	Ⓜ

以 上

## 株主総会参考書類

### 議案および参考事項

第1号議案 取締役5名選任の件

取締役5名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役5名の選任をお願いいたしますと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況		所有する 当社の 株式の数
1	もと え たいちろう 元 榮 太郎 (昭和50年12月14日生)	平成13年10月	アンダーソン・毛利法律事務所（現：アンダーソン・毛利・友常法律事務所）入所	5,481,100株
		平成17年1月	元榮法律事務所（現：弁護士法人法律事務所オーセンス）設立	
		平成17年7月	オーセンスグループ株式会社（現：当社）設立 当社代表取締役就任	
		平成25年2月	弁護士法人法律事務所オーセンス代表社員就任（現任）	
		平成26年3月	TIM株式会社設立 代表取締役就任（現任）	
		平成28年7月	参議院議員（現任）	
		平成29年6月	当社代表取締役会長就任（現任）	
		（現在当社代表取締役会長） [重要な兼職の状況] 弁護士法人法律事務所オーセンス 代表社員 TIM株式会社 代表取締役 参議院議員		
2	うちだ ようすけ 内 田 陽 介 (昭和52年2月28日生)	平成12年4月	三菱商事株式会社入社	162,600株
		平成12年11月	株式会社アイシーピー入社	
		平成15年11月	株式会社カカコム入社	
		平成16年6月	有限会社コアプライス （現 株式会社カカコム・インシュアランス）取締役就任	
		平成18年6月	株式会社カカコム 取締役就任	
		平成18年12月	フォートラベル株式会社 取締役就任	
		平成26年12月	株式会社みんなのウェディング代表取締役社長兼CEO就任	
		平成27年8月	株式会社アコード・ベンチャーズ取締役就任（現任）	
		平成27年10月	当社取締役就任	
		平成29年6月	当社代表取締役社長就任（現任）	
		（現在当社代表取締役社長）		



候補者番号	氏名(生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況		所有する当社の株式の数
3	わたなべ ようすけ 渡邊 陽介 (昭和53年12月29日生)	平成16年4月 平成19年8月 平成20年11月 平成24年5月 平成27年10月 平成28年6月	エン・ジャパン株式会社入社 株式会社イトクロ入社 株式会社オロ入社 当社入社 当社執行役員就任 当社取締役就任(現任)	24,000株
		(現在当社取締役)		
4	いしまる ふみひこ 石丸 文彦 (昭和50年5月7日生)	平成11年4月 平成13年10月  平成15年7月 平成17年6月 平成22年4月  平成24年1月 平成24年6月  平成24年7月 平成25年9月 平成26年7月  平成26年8月 平成27年6月	株式会社ジャフコ入社 株式会社大前・ビジネス・ディベロップメンツ入社 株式会社カカコム入社 スパークス・グループ株式会社入社 株式会社サイバーエージェント・ベンチャーズ入社 株式会社デジタルガレージ執行役員就任 株式会社DGインキュベーション取締役ManagingDirector就任 株式会社OpenNetworkLab取締役就任 当社取締役就任 当社取締役就任(現任) 株式会社DGインキュベーション取締役COO就任 株式会社OpenNetworkLab代表取締役就任 株式会社アコード・ベンチャーズ設立代表取締役就任(現任)	11,000株
		(現在当社取締役) [重要な兼職の状況] 株式会社アコード・ベンチャーズ 代表取締役		
5	むらかみ あつひろ 村上 敦浩 (昭和50年1月9日生)	平成10年5月  平成14年10月  平成16年10月 平成24年6月 平成26年8月 平成28年6月	アンダーセンコンサルティング株式会社(現：アクセンチュア株式会社)入社 株式会社アロウズコンサルティング(現：EYアドバイザリー・アンド・コンサルティング株式会社)入社 株式会社カカコム入社 同社取締役就任(現任) 当社取締役就任(現任) フォートラベル株式会社取締役就任(現任)	一株
		(現在当社取締役) [重要な兼職の状況] 株式会社カカコム 取締役		

- (注) 1. 元榮太郎氏は、弁護士法人法律事務所オーセンスの代表社員であり、当社と同法人との取引関係は、当社の同法人のサービス利用、同法人の当社の弁護士マーケティング支援サービスの利用、および広報業務における相互協力であります。
2. 当社は、石丸文彦氏が代表取締役を務める株式会社アコード・ベンチャーズとの間で、建物賃貸借契約を締結していますが、平成30年4月23日をもって取引終了いたしました。
3. 元榮太郎氏は、当社の親会社等に該当いたします。
4. その他の候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
5. 石丸文彦氏および村上敦浩氏は社外取締役候補者であります。  
なお、当社は石丸文彦氏および村上敦浩氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
6. 石丸文彦氏を社外取締役候補者とした理由は、同氏のベンチャーキャピタルにおける投資経

験や経営経験に基づく当社の経営全般に対する助言を通じて、在任期間中に当社の経営体制が更に強化できたものと判断し、社外取締役としての再任をお願いするものであります。

村上敦浩氏を社外取締役候補者とした理由は、同氏のコンサルティング会社および事業会社でのビジネス経験および経営経験に基づく当社の経営全般に対する助言を通じて、在任期間中に当社の経営体制が更に強化できたものと判断し、社外取締役としての再任をお願いするものであります。

7. 石丸文彦氏の当社社外取締役就任期間は本総会終結の時をもって4年8ヵ月となります。村上敦浩氏の当社社外取締役就任期間は本総会終結の時をもって3年10ヵ月となります。
8. 当社は社外取締役が期待される役割を充分発揮できるよう、現行定款第29条において、社外取締役との間で任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約(責任限定契約)を締結できる旨を定めており、現在石丸文彦氏、村上敦浩氏と責任限定契約を締結しております。石丸文彦氏、村上敦浩氏の再任が承認された場合は、当該責任限定契約を継続する予定であります。

## 第2号議案 監査役3名選任の件

監査役3名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役3名の選任をお願いいたします。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況		所有する 当社の 株式の数
1	唐 樋 和 明 (昭和30年8月17日生)	昭和53年4月	株式会社三井銀行(現:株式会社三井住友銀行) 入行	一株
		平成12年10月	株式会社マツモトキヨシ入社	
		平成15年6月	同社取締役就任	
		平成19年10月	株式会社フージャースコーポレーション入社	
		平成21年6月	株式会社エスクリ監査役就任	
		平成25年9月	当社監査役就任(現任)	
		(現在当社監査役)		
2	須 田 仁 之 (昭和48年7月21日生)	平成8年4月	イマジニア株式会社入社	38,700株
		平成9年10月	ジェイ・スカイ・ビー株式会社 (現スカパーJSAT株式会社) 入社	
		平成11年8月	株式会社デジタルクラブ(現ブロードメディア株式会社) 入社	
		平成14年10月	株式会社エアリア取締役就任	
		平成25年2月	当社監査役就任(現任)	
		平成29年5月	株式会社スタジオアタオ取締役(監査等委員) 就任(現任)	
		(現在当社監査役)		

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数
3	あ  く  つ 阿久津 操 み き お (昭和33年1月15日生)	昭和55年4月 株式会社日本リクルートセンター（現：株 式会社リクルートホールディングス）入社 平成7年7月 株式会社エイブル入社 平成9年8月 株式会社プラザクリエイト（現：株式会 社プラザクリエイト本社）入社 平成11年7月 株式会社バックスグループ入社 平成14年3月 株式会社アバマンシヨップネットワー ク（現：APAMAN株式会社）入社 平成16年3月 株式会社ココプリーズ設 立代表取締役就任（現任） 平成18年2月 株式会社博展監査役就任 平成21年3月 株式会社リブセンス監査役就任 平成26年6月 当社監査役就任（現任） 平成27年5月 BASE株式会社監査役就任（現任） 平成27年12月 キャスティングロードホールディングス株 式会社（現：CRGホールディングス株式 会社）監査役就任（現任） （現在当社監査役） [重要な兼職の状況] 株式会社ココプリーズ代表取締役	一株

- (注) 1. 各監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 監査役候補者唐樋和明氏、須田仁之氏、および阿久津操氏は社外監査役候補者であります。
3. 当社は社外監査役が期待される役割を充分発揮できるように、現行定款第40条において、社外監査役との間で任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約(責任限定契約)を締結できる旨を定めており、現在唐樋和明氏、須田仁之氏、および阿久津操氏と責任限定契約を締結しております。唐樋和明氏、須田仁之氏、および阿久津操氏の再任が承認された場合は、当該責任限定契約を継続する予定であります。
4. 唐樋和明氏を社外監査役候補者とした理由は、金融機関および事業会社で培った経験を活かして当社の監査業務に従事していただくことで、在任期間中に当社の監査体制が更に強化できたものと判断し、社外監査役としての再任をお願いするものであります。
- 須田仁之氏を社外監査役候補者とした理由は、事業会社で培った豊富な知識や経験および経営に対する高い見識を活かして当社の監査業務に従事していただいたことで、在任期間中に当社の監査体制が更に強化できたものと判断し、社外監査役としての再任をお願いするものであります。
- 阿久津操氏を社外監査役候補者とした理由は、事業会社の人事部門を中心として培った経験と監査役としての高い見識を活かして当社の監査業務に従事いただいたことで、在任期間中に当社の監査体制が更に強化できたものと判断し、社外監査役としての再任をお願いするものであります。
5. 唐樋和明氏、須田仁之氏、および阿久津操氏は現在当社の社外監査役候補者であり、その就任してからの年数は、本総会最終の時をもって、それぞれ4年9ヶ月、5年4ヶ月、および4年であります。

以 上

